

# 古物営業法の改正概要について

(令和6年4月1日施行)

## ○ 概 要

<古物商および古物市場主の標識について>

許可を受けたことを示す標識を、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合等を除き、氏名又は名称等を当該事業者のウェブサイトに掲示することにより公衆の閲覧に供しなければなりません。

ウェブサイトでの掲示が除外される事業者とは・・・

- ① 常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

## ○ 事業者において対応すること

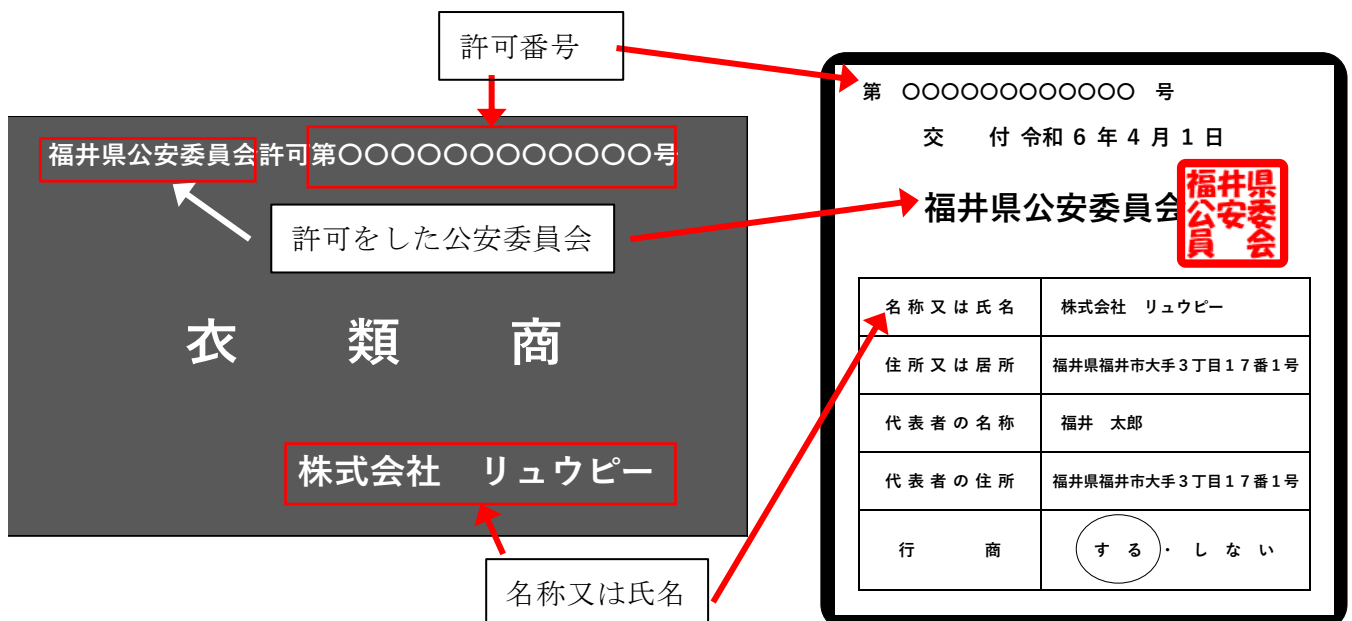
例外の事業者を除きウェブサイト（他の事業者に委託しているウェブサイトも含む）のトップページ等の見やすい箇所に、

- ・氏名又は名称
- ・許可をした公安委員会の名称
- ・許可番号

を掲示してください。

※ 特定古物商（ホームページ等ネットワークを介して古物の取引をすることを公安委員会に届出している事業者）にかかるウェブサイトへの掲示義務は、これまでと変わりありません。よって、事業規模等による除外規定もありませんので、各事業者は掲示を継続してください。

※ 現在、営業所に掲示されている標識については変更ありません。



<お問い合わせ先>

- ・ 福井県警察本部 生活安全企画課 警備業係  
電話 (0776) 22-2880 内線 3192, 3193
- ・ 福井県内各警察署 生活安全係